

議案第 52 号

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正について

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を改正する条例

岩倉峡公園キャンプ場条例（平成 16 年伊賀市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「午後 5 時」を「午後 9 時」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、キャンプ場の開設期間及び使用できる時間等を変更することができる。

別表中

「

施設等の名称	利用料金			
	平日		土・日曜日及び休日	
	小・中学生	大人	小・中学生	大人
キャンプ場 入場料				
デイキャンプ	1 人 200円	1 人 400円	1 人 250円	1 人 500円
宿泊キャンプ	1 人 300円	1 人 600円	1 人 350円	1 人 700円

を

「

施設等の名称	利用料金	
	平日	土・日曜日及び休日

	小・中学生	大人	小・中学生	大人
キャンプ場 入場料				
デイキャンプ 昼 (午前10時から午後4時まで)	1人 200円	1人 400円	1人 250円	1人 500円
デイキャンプ 夜 (午後4時30分から午後9時まで)	1人 200円	1人 400円	1人 250円	1人 500円
宿泊キャンプ	1人 300円	1人 600円	1人 350円	1人 700円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。